

## 十島村公告第7号

職員の任用に関する規則第3条の規定により、十島村職員に係る採用試験を次により実施します。

令和4年4月15日

十島村長 肥後正司

### 令和4年度十島村職員採用試験実施要領

#### 1 職種、採用人員及び勤務地

- (1) 職種 船舶職員
- (2) 採用人員 1名（機関部）
- (3) 勤務地 フェリーとしま2（鹿児島～十島村～名瀬航路）
- (4) 試用期間 試用期間として半年間は会計年度任用職員となります

#### 2 受験資格

##### (1) 昭和57年4月2日以降に生まれた者で、かつ、次のいずれかの項目に該当する者

- ① 学校教育法に基づく高等学校以上の教育機関を卒業した者
- ② 修業年限3年以上の高等課程の専修学校以上の教育機関を卒業した者
- ③ 船員を養成する教育機関を卒業した者
- ④ 海技免許4級以上の資格を有している者

##### (2) 次のいずれか1つに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 国又は自治体職員等として懲戒免職相当の処分を受けた者
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 3 選考試験の日時場所

- (1) 日時 応募状況に応じて決定します。
- (2) 試験場 十島村役場会議室又はWEB試験（予定）

#### 4 合格発表

文書で各人に通知します。

#### 5 選考方法

基礎能力検査、作文試験、適性検査、口述試験（予定）

#### 6 受験手続及び受付期間

(1) 申込書の請求先、提出先及び問合先

十島村役場総務課総務係

〒 892-0822 鹿児島市泉町 14 番 15 号

TEL (099)222-2101

各種様式は、ホームページ上からダウンロードして作成すること可。  
(郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きしてください。)

(2) 申込方法

申込書に必要な事項を記入のうえ次の書類を添付して提出してください。

- ① 令和4年度十島村職員採用試験受験申込書
- ② 履歴書・身上書（写真貼付（申し込み前1月以内に帽子を着けないで正面上半身を撮影した縦4.5cm横3.5cmのもの））
- ③ 成績証明書（最終学歴に該当する教育機関発行のもの）
- ④ 卒業証明書（最終学歴に該当する教育機関発行のもの）
- ⑤ 船員手帳写し（実務経験を有する者のみ）
- ⑥ 海技免状写し（資格所持者のみ）
- ⑦ 面接カード
- ⑧ 84円切手を貼付した宛先明記の受験票交付の返信用封筒[縦23.5cm横12cm]

※ 郵便で申込する場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きして必ず書留郵便でお送りください。

(3) 受付期間

- ① 随時受け付けます。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）  
応募の状況により締め切ります
- ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分（郵便可。）

## 7 給与

十島村職員の給与に関する条例等に基づき支給します。（試用期間除く）

(1) 令和3年度実績（参考）

- ① 高等学校卒業者基本給 月額151,000円  
経験年数により算定（15年経験者月額250,100円）
- ② ボーナス、乗船手当、時間外・夜勤・休日手当、荷役手当あり
- ③ 住居手当 家賃額により算定（上限28,000円）
- ④ 退職手当 年数により算定（最高47.7月分（定年35年勤務））

(2) 待遇

- ① 休暇 年間120日間
- ② 有給休暇 年間20日（初年度調整あり）、他特別休暇あり
- ③ 保険補償等 市町村共済保険、公務員災害補償

## 8 採用予定年月日

勤務できる日から6月間は試用期間（会計年度任用職員）となります。  
試用期間の評価により職員として勤務していただきます